

# サイクリングロード実施計画

## 約50%整備済み



勝山 制 議員  
(済々会)



サイクリングロードの風景  
矢勝川沿い

**問** サイクリングロード事業の目的。

**答** 社会情勢に応じ、スポーツ・レクリエーションとしてサイクリングを安全に快適に楽しめるよう自転車道を整備。

**問** 全体計画。

**答** 県によると、全体計画はないが、本町内での現在の事業計画は、延長1・7km、事業費約1億8千万円である。

**問** サイクリング人口の推移。

**答** 本町にはサイクリング人口の資料はないが、レジジャー白書では、平成27年に860万人としている。

**問** 進捗率は何パーセントか。

**答** 町内での計画延長は約8kmで、うち整備済みは約50%である。

## 町有地管理

### 地権者と協議

**問** 買収、売却、賃借等過去4年間の件数。

町有地の買収・売却・賃借等の件数

年度	買収	売却	貸付	借上
平成25年度	5件	3件	1件	12件
平成26年度	9件	1件	2件	11件
平成27年度	9件	4件	2件	12件
平成28年度	13件	0件	2件	13件

**答** 別表のとおり。  
性、利用状況などを勘案し、地権者と協議のうえ決定している。

結果は調停不成立。  
平成27年6月8日名古屋地方裁判所半田支部に提起された、平成27年(ワ)第93号境界確定及び所有権確定請求事件で第3番を継続中である。

**問** 今年度の買収、売却、賃借等の計画件数。

**答** 買収は、道路改良等で8件、狭隘道路分で20件、貸付2件、借上12件を予算計上している。

**問** 構造物、広告物、樹木等への対応。

**問** 裁判、調停等の過去4年間の件数。

**答** 境界立会の結果、町有地に民有物が見出している場合は、状況によるが、撤去頂くか、占有・使用等申請にて一時的に許可をする。この場合には、越境確認書の提出を義務付けている。

**問** 裁判、調停等の年月日事件名、裁判所名、判決、調停結果。

**答** 平成25年11月11日半田簡易裁判所に提起された、平成25年(ノ)第48号境界承認調停事件で、結果は調停不成立。

**問** 時効取得の定義。

**答** 民法第162条にて定義されている。  
要件には、第1項による長期取得時効と第2項による短期取得時効の2種類がある。

**問** 買収、売却、賃借等の単価。

**答** 道路等の買収、売却は「阿久比町道路等用地取得要綱」に基づき単価を算出している。

施設用地等の買収は、鑑定評価を参考に、賃借は、事業の緊急性や即地

平成26年12月10日半田簡易裁判所に提起された、平成26年(ノ)第67号所有権確認請求調停事件で